

平成24年7月4日

次世代認定マーク「くるみん」の再取得について

次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」として千葉労働局長より再認定！

株式会社 千葉興業銀行(頭取 青柳 俊一)は、千葉労働局長より、次世代育成支援対策推進法(※)第13条に基づく「基準適合一般事業主」としての認定を受け、次世代認定マーク「(愛称)くるみん」を再取得しましたのでお知らせいたします。平成19年に続き2回目の認定・取得となります。

当行では、従業員が仕事と育児を両立できるよう支援するための環境整備・各種施策等の実施を、従業員に対するCSR(企業の社会的責任)の一環と位置付け、積極的に取り組んでおります。

今般認定を受けた行動計画(平成19年4月～平成24年3月)においては、育児休業制度・子の看護のための休暇制度・出産時における父親の休暇制度等の制度の拡充の他、育児休業からの復職者支援制度の整備を実施しました。

当行は、今後も継続して「従業員の仕事と育児の両立支援」を推進し、人材重視の働きやすい職場作りに努めてまいります。



次世代認定マーク(愛称:くるみん)

「2012・07」は2007年と2012年に認定を受けたこ

とを示しています。

※「次世代育成支援対策推進法」

急速な少子化に対応し、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を目的に平成17年に施行されたものです。仕事と子育ての両立ができる環境の整備などについて行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出を行い、目標の達成が認定されると、次世代認定マーク(愛称:くるみん)が付与されます。

なお、当認定は平成19年4月より申請受付が開始されており、**当行は千葉県内における第1号の認定企業**となっております。今般、平成24年5月25日付で2度目の認定を受け、本日認定書が交付されるものです。

以上

参考資料

今回の「基準適合一般事業主」の認定の対象となった「一般事業主行動計画」（第二期）次世代育成支援対策推進法に基づく、株式会社千葉興業銀行の「一般事業主行動計画」を次の通りとする。

計画期間：平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

内 容

目標 1

計画期間内に、育児休業の制度を拡充する。

- ・休業期間・・・子が3歳に達する日以降の3月末までの間。
- ・延長回数・・・期間内における延長の回数は無制限とする。

目標 2

計画期間内に、子の看護のための休暇制度を拡充する。

- ・子の年齢制限・・・対象となる子を、中学校入学前迄の子とする。

目標 3

計画期間内に、出産時における父親の休暇制度を拡充する。

- ・取得日数・・・出産日より2週間以内に2日とする。

目標 4

計画期間内に、育児関連制度等に関する情報提供窓口を整備する。

- ・整備内容・・・キャリア開発支援窓口（人材開発室）における相談対象事項とする。

目標 5

計画期間内に、育児休業復職プログラム（仮称）を整備する。

- ・整備内容・・・休業後の復帰研修として、業務系の重要研修に指名参加させる。

目標 6

計画期間内に、育児関連諸制度等を行内に積極的に周知する。

- ・具体的手法・・・行内電子掲示板やビデオニュース配信等を通じて周知する。

以 上